

# 国土審議会水資源開発分科会利根川・荒川部会議事録

日時：平成14年10月16日  
14:00～16:00  
於：経済産業省別館825会議室

## 開 会

事務局 お待たせいたしました。国土審議会水資源開発分科会の利根川・荒川部会委員、特別委員及び専門委員の総数は11名でございますけれども、定足数であります半数以上の御出席をいただきましたので、ただいまから国土審議会の水資源開発分科会利根川・荒川部会を開催いたしたいと思っております。

本日は第3回目の会議ということですので、御出席の委員、特別委員、専門委員の方々の御紹介は省略させていただきたいと思っておりますけれども、丸山部会長に御出席をいただいて、きょうは御司会いただくということを申し添えます。

なお、加賀美委員、恵特別委員、苗村専門委員、茂庭専門委員につきましては、本日は御都合のため御欠席との連絡をいただいております。

## 事務局あいさつ

事務局 冒頭、ここで事務局から一言ごあいさつを差し上げたいと思っております。

事務局 この利根川・荒川のフルプランに関しましては、全部変更という目標に向けまして、この1月と5月、過去に2回、この部会を開きまして、主に利根川・荒川水系の概要とか水利用の実績、いわば入り口のところまでの御説明を申し上げて御議論あるいは御意見を頂戴いたしました。

いよいよ本格的な水需給計画の策定に入りまして、都県を含めて事務的に各関係機関の調整を進めておりますが、若干時間を要してございます。その理由としましては、各都県ごとに事情が違う面ももちろんありますが、施設計画の面から言いますと、今度のフルプランが最終形に近いものになります。

といたしますのは、御承知のように、ダムに関して申しますと、河川局の方では新しい開発を目的としたダムは今後行わないという方針を出しております。ということは、新入生はないわけですね。新入生がない中で、今いる学生をどうしようかという、厳しい選択がございまして。当然大きな財政負担を伴いますし、ダム関係等の問題は政治問題になることもございまして。そういったところもありまして、慎重な議論が必要だということで時間を要しているところがございます。

ところが、それとはまた別に、このフルプラン上、早急に処理すべき緊急の課題あるいは事務的な課題がございまして。そういったところを早急に処理した上で、従来から進めてまいっております全部変更に向けての調整、議論を精力的にやっていきたいということで、本日、主に一部変更に向けての御説明を申し上げて御意見を頂戴できればと思っております。決して一部変更で終わったということはありませんで、引き続き全部変更の検討、調整は進めていくものであることとお断りしておきます。

冒頭、簡単ですが、ごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局 これ以降の議事につきましては、部会長に進行をお願いいたします。

## 部会長あいさつ（議事の取り扱いについて）

部会長 本日は、委員の皆様方、大変お忙しいところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

早速、審議に入らせていただきたいと思いますけれども、例によりまして、議題に入ります前

に議事の取り扱いについて確認させていただきたいと思います。

議事の公開につきましては、前回と同様に議事録の公開をもって行い、議事録は発言者名を抜きで公開するというにしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

部会長 ありがとうございます。

では、座って進行させていただきたいと思います。

#### 利根川・荒川水系における水資源開発基本計画について

部会長 議題は利根川及び荒川水系における水資源開発基本計画についてでございます。これまでの部会では、水の需給の実績及びその他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項等、利根川・荒川水系における水資源開発基本計画の現況について御議論をいただいているところでございます。

今回は、先ほどの話にもございましたように、事務局から利根川及び荒川水系における水資源開発計画の変更について提案がありますので、早速、御説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

事務局 御説明させていただきます。

お手元の資料の2以降でございますが、資料2は国土交通省大臣から審議会会長あての意見を求める文書、その次が審議会会長から水資源開発分科会長への付託、そして分科会長から利根川・荒川部会長への文書とございます。

その後の資料3をごらんいただきたいと思います。ここに今回の一部変更の理由を書いております。1の にございますように、一つは平成14年度から群馬用水施設緊急改築事業を実施する必要があるために、これを位置づけること。そして、 としまして、栗原川ダムの中止を具体化したいということでございます。これについては既に地方整備局レベルで事業再評価の結果、中止の方針が固まっているということでございます。そして、全部変更については引き続き検討を進めたいということでございます。

具体的に一部変更によって変更される部分は、2にございますように、一つは群馬用水施設緊急改築事業の追加、二つ目が栗原川ダム事業の削除、そして、その他、(3)にありますように、思川開発事業、霞ヶ浦導水事業については事業規模の縮小、利根中央土地改良事業については予定工期の延長というものをあわせて行いたいということでございます。

事務局 資料4以下の説明をさせていただきます。

資料4の4-1ページでございます。これは、今申しました五つの事業の位置図を示したものでございます。4-2ページでございますが、今回、掲上したいと思っております群馬用水施設緊急改築事業の概要でございます。この群馬用水施設につきましては昭和38年から44年にかけて造成された施設でございます。7,400haの農地への用水補給、それから、群馬県内でございますが、18市町村約90万人の上水の供給を行っている施設でございます。近年、その施設の老朽化等に伴いまして、機能回復あるいは防災対策ということで今回の改築を計画したわけでございます。

主要な工事でございますが、何枚かめくっていただきまして4 - 7ページに、事業の概要図をつけさせていただいております。見開きの位置図があるかと思っております。群馬用水は群馬県の中央部に位置しておりまして、利根川から取水をして、赤城山麓側と榛名山麓側、二つの大きな幹線水路がございます、この図の赤く色を塗ってある部分について今回、改修をするということでございます。

上の方からまいりますと、取水をした後、二つの幹線に分かれまして、赤城山側が利根川を横断いたします利根川サイホンという大きな構造物があります。それから、榛名山側にまいります榛名幹線の方が吾妻川を横断しますサイホン、これも大きな施設がございます。この施設の補強、改築が事業の主な内容になってございます。そのほか、幾つかの水路橋あるいは水管橋、ポンプ施設、支線の水路に揚水をいたしますポンプ施設が何カ所かございますけれども、それらの施設の改修を行うというのが事業の内容でございます。

4 - 4ページから3枚ほど現況の写真を添付させていただいております。まず、4 - 4の別紙 - 1と書いてあるPC管劣化による漏水・破損の状況ということで、上の2枚の写真が群馬用水の支線での破損状況の写真でございます。下の4枚は他の地区の事例でございますけれども、実際にパイプラインが破損した場合に、このような被害が出てくるということでございます。

4 - 5ページが吾妻川を横断いたします施設の状況でございます。水管橋が見えてございますが、その前後の取り付け部分が斜面に沿いましてパイプが埋設されているところでございますが、県道あるいはJR、国道、住宅地の中を通っているということで、このサイホンが破損した場合には大きな被害が生じる可能性があるということでございます。

次、4 - 6ページの別紙 - 3の写真ですが、これは利根川サイホンの状況でございます。これもJRを横断しているところ、あるいは農地や人家の側を通っているという写真でございます。

群馬用水緊急改築事業につきましては、用水供給を引き続き確保するというので、7年間かけまして、トータルの予算としましては244億円という事業費で計画されてございます。

次に、栗原川ダム建設事業でございます。資料の4 - 8ページでございます。これは平成6年度から実施計画調査に着手しておりまして、都市用水1.1m<sup>3</sup>/sを確保するという目的で調査をしてきたわけでございますが、今回、事業再評価の結果、中止という方針が出されております。

次に思川開発事業、資料の4 - 9ページでございます。これにつきましては、平成14年3月に既に実施方針の変更の措置がなされております。主な変更点としましては、4 - 9ページの3.建設目的のところを書いてあります 特定かんがい、工業用水が変更によって目的から落ちております。

それから、4 - 10ページでございますが、新規利水量としまして、現行計画で都市用水通年分と書いてあるところですが、5.982m<sup>3</sup>/sを確保するという計画でございましたけれども、これを2.039m<sup>3</sup>/sに規模を縮小する。水道用水については栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県がそれぞれ参画しておりますけれども、それぞれ水量を減らしたということでございます。それから、貯水池容量。これは南摩ダムというダムでございますけれども、これについては、利水容量現行9,500万m<sup>3</sup>/sを変更後4,500万m<sup>3</sup>/sに縮小するというところでござ

います。

次に4 - 11ページ、霞ヶ浦導水事業の変更点ということでございます。これは国の直轄事業で行っておりまして、現在、事業計画の変更の途中で、実際に関係省庁との協議中ということでございます。フルプランの変更と整合が取れたような形で、こちらの事業計画の変更の手術を行っておるということでございます。

具体的な変更点につきましては、4 - 11ページの新規利水容量について変更がなされております。これは茨城県分について、都市用水と工業用水それぞれ規模を縮小するというところでございます。この導水事業は那珂川と霞ヶ浦を結んで新規の水開発を行うものでございますけれども、茨城県分の水道用水、工業用水についてそれぞれ水量を減じておるところでございます。

それから、4 - 12ページでございますが、施設規模。これは、後で御説明しますが、フルプランの本文に施設規模が書いてございます。第1導水路、これが那珂川と霞ヶ浦を結ぶ水路でございますが、その施設規模を、導水規模に書いてありますが、35m<sup>3</sup>/sから15m<sup>3</sup>/sに縮小する。第2導水路、これは霞ヶ浦と利根川本川を結ぶ水路ですけれども、これについては25m<sup>3</sup>/sのままということでございます。

次に、4 - 13ページの利根中央土地改良事業の変更点ということでございます。この事業は、埼玉県の東部にあります葛西用水という水路なんですけれども、農業用水を合理化することによって都市用水を確保するという事業でございます。予定工期につきましては、工事の協議、現場での協議に時間を要したということで、2年ほど工期の延長を行うということにしております。

次に、資料5、5 - 1ページでございます。これは栗原川ダムの中止に至った経緯ということ。そもそも特殊法人の改革議論がありまして、その経緯としましては行政改革大綱、特殊法人等改革基本法というのがございまして、最終的に個別の特殊法人、水資源開発公団も含みます特殊法人の整理・合理化計画が平成13年12月に閣議決定されております。その閣議決定の内容の中で、水資源開発公団につきましては、2. の 一番上の のところの文章でございますが、新規利水の見込みが明確でない実施計画調査中の事業の中止という内容が決定されておりまして、今回、栗原川ダム事業につきましては新規利水の見込みがないということを各利水予定者に確認した上で、事業の中止という方針が出されたところでございます。

次に、資料6でございます。これは現行の計画と今回の変更案との対比を整理したものでございまして、変更する部分について御説明いたします。

まず、4ページ、5ページのところで、2の「供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項」というところで、ここではアンダーラインを引いておりますが、利根川水系における新規利水容量を、現行114m<sup>3</sup>/sを104m<sup>3</sup>/sに、利根川・荒川トータルとして127m<sup>3</sup>/sを117m<sup>3</sup>/sに縮小するというところでございます。

それから、6ページ、7ページ、思川開発事業に関する記述でございます。6ページの方ですけれども、最後の2行でございますが、「なお、思川開発事業については、大谷川分水の中止に伴う事業内容の見直しを至急行うものとする。」という現行計画がございまして、今回、見直しを行った結果、大谷川の分水に関する記述を削除することと、事業目的の中で農業用水、工業用水に関する記述を削除する。

それから、河川名についてですが、これは大谷川を削除する。思川につきましては、施設を実際に設置する場所が思川上流の支川部分になりまして、南摩川、黒川、大芦川と、それぞれの河川名を具体的に書く。三つ合流して思川という川になるわけですがけれども、施設を設置する場所の支川の名前を今回、書くということにしたいと思っております。それから、南摩ダムの新規利水容量を縮小する。それから、行川ダムについての記述を削除するというごさいます。

それから、数枚めくっていただきまして、16ページ、17ページでございます。霞ヶ浦導水事業。これは先ほど御説明いたしましたとおり、最大導水量を35m<sup>3</sup>/sから25m<sup>3</sup>/sに変更いたします。

また、めくっていただきまして、20ページ、21ページでございます。利根中央土地改良事業の最後の予定工期のところを「平成13年度」を「平成15年度」に改めるということでございます。

それから、22ページ、23ページでございます。栗原川ダム建設事業を削除するというごさいます。

それから、28、29ページでございます。ここでは群馬用水施設緊急改築事業の記述を追加するというごさいます。

30ページ、31ページでございますが、現行のフルプランでは、一番上でございますが、「なお」以下の2行でございますが、これまで事業費のトータルの数字、ここでは「31,100億円と見込まれる」という部分がありますけれども、今回、これを削除するというふうにごさいます。

現在、国土交通省におきましても、各種公共事業の長期計画の見直しが行われておりまして、その際に事業量を目標とするのではなくて、達成する成果を計画に書くべきであるという大きな方針がございますが、それに沿った形で、フルプランは公共事業の長期計画とは性格が違いますけれども、事業費に関する記述を今回、削除したいということございませぬ。

さらにめくっていただきまして、説明資料の36、37ページでございます。これはそれぞれの事業別、用途別の供給目標量の数値を整理している表でございますが、それぞれ思川、霞ヶ浦導水について縮小した数字にしてございませぬ。

それとあわせまして、今回、霞ヶ浦開発、利根川水系の一番上に書いてございませぬが、トータルの数字は変わらないんですけども、一部工業用水の数字を1.9m<sup>3</sup>/sほど水道用水に振りかえる、転用するというごさいますので、それに関する数量の整理をしてございませぬ。合計についても、先ほどの思川、霞ヶ浦導水の事業規模の縮小に伴いまして約10m<sup>3</sup>/s、トータルの数量は減少してございませぬ。

それから、38、39ページでございます。ここは基本的には変更がございませぬが、一番下の農業用水の欄ですね、農業用水の群馬県の欄の矢木沢ダムというところの数字を若干変更しております。トータルの水量としては変わらないんですけども、農業用水のかんがい期間の見直しをしたということ、かんがい期の平均取水量の数字が少し下がっております。作付の変化に伴いまして、かんがい期間を少し伸ばしたということ、かんがい期の平均取水量の数字としては若干減少するというごさいますので、トータルの取水量としては変わってございませぬけれども、今回、整理をさせていただいたところでございます。

一部変更に関連します説明は以上でございます。

部会長 どうもありがとうございました。

### 質 疑 応 答

部会長 今、事務局から説明がございました利根川・荒川の水資源開発基本計画一部変更の分につきまして、資料2から6までについて忌憚のない御意見、御質問をいただきたいと思えます。

なお、その他の参考資料については、後ほど事務局から改めて説明をお願いします。

どうぞ自由に御発言をお願いいたします。

委員 本日の議案につきましては、すべてについてその必要性は十分理解できますので、賛成です。

ただ、特に群馬用水の緊急改築事業等については、特にその緊急性についてうなずき得ますので賛成なんですけど、このことに関連して建設的な意味で御質問をさせていただきたいと思えます。

かなり古くてできて稼働中の施設で類似のようなものがあるんじゃないかと危惧するんですけど、国におかれては、その状況を調べておられるのかどうか。もし調べておられて、類似のようなものがあるとすれば、まさしくここに書かれておりますように、一朝事ある場合には相当な社会的な影響、経済的な影響はあるわけですし、その立て直しのために、本件の場合には7年間ですけれども、相当程度の準備期間、工事期間を要するわけですので、そういうものがあるとすれば、きちりした対応をする必要があると思えます。万一、そのような調査がなされてないとなれば、統一的な調査がなされていないことはないと思うんですけど、仮にそうだとすれば、早急に調査をすべきではないかと思うんですけど、いかなものでしょうか。

それと、この群馬用水の関係について率直な感想を申しますと、ここの写真でもありますし、この文章の中にもあるんですけど、これは、きのう、きょうの災害で生じた事象ではなくて、相当前から逐次進行してきたものであって、すちわち今日のような必要性は二、三年前あるいは四、五年前においても同じだと思えるんですけども、なぜ今の時期になるのか。察するに、住民の意識調査もやりながら、工法とかいろんなものを考えているうちに時間がたったのだと思うんですけども、率直に言って、緊急性が高いだけに、そこが疑問を感じます。

こういうものについては、本件がどうだったということではなくて、非常に難しいものがあるので、こういうものに対する国と地方の関わりのあり方もこれからよく考えていかなくちゃいけないなと感じます。

すなわち、国は法律や計画をつくって指針を示す、あるいは必要な予算の手当をする、求められれば技術的あるいはいろんな意味の助言、指導を行う、そういうことだけではなくて、本件が仮に住民の利害調整とか緊急復旧改良の技術はいかにあるべきかということ遅れたのか、そこら辺は定かではありませんが、国の計画に乗っているような施設の緊急な復旧に関するものである限りは、国と地方がそれぞれの主体的な立場、権限を十分尊重し合いながら、共働というか、共に働く。そういう意味で、この善後策をなるべく早く講じて、本件の場合、私は関係者じゃないので気軽に考えるようですが、こういうものも

っと早く対処できるようにすべきではないかなというふうに率直に考えます。

こういう点についてはいかがなのか、お教えをいただきたいと思います。

部会長 ひとつお願いいたします。

事務局 1点目のほかの類似の施設についてでございますが、特に水路系の施設につきましては実態の調査、施設機能の診断、調査を逐次やってきておりまして、できるだけ計画的にこういった改築事業に取りかけられるような機能診断と申しますか、先のスケジュールも含めて、どういったタイミングでどういう補修をしていけばいいかという調査は逐次やっておるところでございます。

群馬用水につきましては、委員御指摘のとおり、周辺住民の意見を聞くとか、関係者の意見を聞いて事業の計画を樹立してきたということで、今突然必要性が明らかになったということではなくて、国、地元の群馬県、土地改良区、それから水道事業の関係者と、いろんな関係者と十分協議をしながら、今回の事業の計画が練り上げられてきたというふうに理解しております。たまたま近年、こういった破損事故が起きておりまして、今年度ですか、14年度に予算を確保することができたということで今回、フルプランの手続に入ったということで御理解をいただきたいと思います。

それから、これにつきましては、もともと水資源開発公団が造成して、水資源開発公団が管理をしておる施設でございますが、技術的には管理しているところが一番わかっているわけですが、さらに、その関係者、利水者、あるいは県、国も含めて、それぞれの役割を分担して今回のような事業計画が決定されたと理解しております。

部会長 以上でよろしいでしょうか。

委員 わかりました。

冒頭に部長のごあいさつにもありましたように、これからは、基本的に新入生ですか、新しい施設を初めから着手していくということは抑制されるんでしょうけれども、それだけに既存施設の機能をいかに維持するか、あるいはいろんな利用技術の向上に伴ってその機能の向上を図っていくかということが今まで以上に大変重要な課題になっていくと思いますので、その辺の目配りが必要ではないかと思えます。

それと、国と群馬用水の関係では、どういう事情かもうひとつはっきりいたしません、いずれにせよ、手続的には県知事が要請してくるんでしょうし、住民の意見調整なんかは、基本的には地方団体が主体となってやるのではありましようが、ここで一つ申し上げたいことは、全体としての国と地方の関わりというのは、国の縛りの見直しをして、できるものは住民の一番身近なところの行政を司っている地方団体にと、それだけに地方団体の責任も強くなるということが全体の傾向、趨勢だとは思いますが、国の根幹となる計画に乗っているようなものにつきましては、万々が一、国の方が基本的な計画とか財政のしつらえはしたので、後は地方団体が調整をして上げてこいとか、要望があれば助言にあずかるということではなくて、共に働くというか、共働するという分野が、これまで以上に強くなってくるんであって、それは国の地方への介入では全くなくて、まさしく、これから必要なエリアだと思うんです。それは、全体としての国から地方への権限とか財源の委譲ということとも別のエリアだと思います。

したがって、国の方では余り受け身にならずに、こういうものについては、まさしくここに書いてあるように、一朝事あるときには相当な社会的、経済的なダメージあるし、そ



の復旧には相当な期間を要するわけでありますので、そこを新しいものに、いわば手がかからなくなる分だけ、国としては地方団体の自主性も十分尊重しながら、国としての立場で今まで以上に強い関心をもって、また強い力入れをもって、本当に必要なもの、早く進むような手立てに取り組んでいく必要があるんじゃないかという観点から質問いたしました。

事務局 ちょっと補足をさせていただきます。

おっしゃるとおり、これから新しい施設がどんどんできるということはないわけです。そういった意味では、開発から管理へ重心が移っていくことは間違いないわけです。先ほど水資源開発公団が独立行政法人に移行するところを御紹介いたしました。今、そのための法律を準備中でございます。その中でも、新しく水を開発するような施設は造らないという一文が法律に入っています。おっしゃるとおり、管理の時代に入っていくこととなります。

そのときに、群馬用水にもし万が一のことがあれば、7,400haの農地と90万人の飲み水に影響が出るわけです。管理の中でも、特に危機管理というんでしょうか、そういったところは公団事業に限らず直轄もそうですが、危機管理という側面に十分配慮しながら適切な管理をやっていく必要がある。

その中で、さっきからおっしゃっています国、地方、地域の役割分担のあり方も、もしかすると再検討を要するということが出てくるかもしれません。それはこれからの課題として研究をしていきたいと思えます。

部会長 どうもありがとうございました。それでよろしいでしょうか。

では、ほかの質問ございましたら、よろしくお願ひします。

委員 フルプランのときに、ここに文章あるんですけども、各地先の再評価、事業の再評価を受けてとか、ユーザーからの申し出でいろいろ変更したとかいう形で、それを受けてというか、そういう形でフルプランを見直してという、そういうスタンスなのか、あるいは、そうは言うけども、これはぜひとも必要じゃないかとかいうような形のものが主張できるようなスタンスなのか、そのあたり……。

文章を見ると、一部変更とか全面改正とかいうときのモチベーションが、公団のそれとか、それはわからなくてもいいんですけど、各地先あるいはそこでの事業再評価委員会だったかな、そういうところで、これは中止すべきだとか、そういう形があるとか、それから、ずうっと進んできたけれども、ユーザーが降りたとか、あるいは、いろんな事情があるんでしょうけども、そういう形で変更やむなきになったというような形で、そういう形のもので一部改正をするとか、そういうスタンスのように聞こえてきたんですけども、そういうスタンスなものなんですか、これからする一部変更とか。

いやいや、そうは言わんと、これは絶対、国としてフルプランとしては必要であるというように、それを突き返すというわけにいかないまでも、そういう形の姿勢が取れるものなのかどうか。そのあたり、計画の一部改正の背景のときに、そういう文章がいろいろ出てくるものだから、そのあたりどうなんですかね。

部会長 一部改正とフルプランの関係について説明してくださいと、そういうふうに理解したらよろしいんでしょうか、今の質問は。

委員 各ユーザーなり地先の意向によってというふうに読め、そういう読み方をしたも

のだから、水資源開発基本計画というのはもっと上位の判断とか、そういう意識のもとで、そのスタンスのもとでやるというようにとらえておるのではないかなと思ったもので、そういう意味でお聞きしました。

部会長 どうでしょうか。そういう意味で、フルプランと一部変更との関係を御説明いただいたらという感じを受けたんですが、そういうことでいかがでしょうか。

事務局 よろしいですか。

部会長 お願いします。

事務局 おそらく水促法の法理念というものがどういうものかということについてのお尋ねだと思います。水促法は、明らかに国が必要な事業をイニシアチブをもって計画していくと、こういうことは間違いないことだと思います。

ですから、今回の一部変更につきましても、国のイニシアチブの下に行われるという姿勢については、今「そうじゃないというようなニュアンスではないか。」という御指摘だと思うんですけども、そこは誤解がもし生じたとすれば資料の表現上の問題だろうと思います。国の計画としてつくるという性格ですから、国がイニシアチブを持つという基本的姿勢は全くそのとおりだろうと思います。

ただ、この計画は当然、関係者がたくさんいて、監督官庁のほか、事業主体である水資源開発公団もあり、事業に参加してくれる県もあり、利水者もいるわけですから、それらの合意をもってやるということですので、ここでは国が主体的な取り組みをする中で、そういう事実があるということ認識し、重く受けとめた上で今回一部改定を提案しているというふうに御理解いただければと思います。

委員 そういう主張で見ればいいんですね。

部会長 それでよろしいですか。

ほかにどうぞ御遠慮なくお願いしたいと思います。

委員 私、勉強不足なのでいろいろ教えていただきたいんですが、群馬用水施設緊急改築事業を水資源開発公団が244億円かけてやるということだったんですが、最終的に、どのような形で公団はこれを改修するというか、アロケはどうなっているか。独立行政法人になるわけですので、個々の事業について採算見込みがあってしかるべきかと思うんです。その辺はどうなっているかということをお教えいただければと思います。

部会長 244億円のアロケと採算性についてコメントを頂戴したいということかと思えます。

事務局 事業費の費用負担につきましては現在、それぞれのユーザーが負担して施設を管理しているということでございまして、その費用負担割合に応じた形で今回の事業についてもなされるものと聞いております。

率で申しますと、全体の施設の中で、水道とかんがい用水と共用している部分と農業用水の単独専用施設と2種類ございまして、農業専用のところは農業が負担するのはもちろんでして、244億円のうち139億円が共用部分、残りの105億円農業専用部分となっております。共用部分の費用負担の割合ですけれども、農業側の負担が約57%、水道の負担が約43%の予定と聞いております。

委員 そうしますと、水資源公団は一円ももうからないんですか。かかる費用を全部ユーザーに、原価だけ出していただければいいということではなっているんでしょうか。

事務局 これは事業の目的からした費用負担割合ということでございまして、農業負担につきましては国からの補助金と県の負担、それから土地改良区の負担、3者が負担するというようになっております。それから、水道につきましても、国からの補助金と県、水道事業体、3者の負担というふうに、それぞれ分かれております。

公団のもうけといいますか、公団はそれらの負担者から集めたトータルの事業費の中で公団の組織の費用を賄っていくということになっております。

委員 そうしますと、事業費という中に、改修にかかわる管理運営費みたいなのが既に含まれているということなんですか。

事務局 そういうことです。

委員 わかりました。ありがとうございます。

部会長 よろしいですか。

そのほかにございませんでしょうか。

委員 改修関係の事業ですけれども、機械とかは当然耐用年数がありますし、特に水路系はこういう事業が必要……、ダムの場合ですと、こういう事業はあまりないと思いますけれども、水路系はこういうのが多いと思います。

今度、公団が特殊法人ということで別の組織になった場合に、管理運営という面から見ると、将来的にどう考えていくのか。こういう格好で事業としてさらにやっていくのか、償却みたいな格好で、機械は何年間で償却して、さらに、その費用を積み立てというのか、何かしていくとか、今後、そういうことは考えていく必要のような気がするんですけど、その辺はまだ議論にはなっていないのか。もしあれば……。

部会長 いかがでしょうか、その点について。

委員 まだ全然考えてないような話なのかもしれませんけれども。

事務局 御指摘のとおり、特殊法人から独立行政法人という形に衣がえをしてこの仕事を実施していくということになるわけなんですけれども、財務的な環境を見ると、交付金にしても補助金にしても大変巨額なお金が国庫から出ているということがおわかりいただけるだろうと思います。

改修に向けて相当分を積み立てるといって、余計にその分を国庫財政から支出して取っておくか、あるいは利水者に負担してもらうか、あるいは県に負担してもらうかということになるんですけれども、残念ながら、現在の厳しい財政状況の中でもって、将来的には積立分で事業が回転していくということが事業の円滑な進捗には役立つだろうとは思いますが、現下の環境から、なかなかそこまでいけないというのが事実だろうと思います。

今回の制度改正に当たっては、残念ながら、そこまでの手当はしておりません。従来の形の財政手当のもとでやっていると、こういう仕組みになっておりますが、今の御指摘のような点については、今後、独立行政法人になりますと、独立行政法人は非常に自主性が強いということになってございまして、みずからいろんな受託事業を自分自身で考えて取ってくるとか、さまざまな応用動作がきくようになっております。

ですから、実力がついてきたら、自前で儲けた分を積み立てるとか、あるいは国庫とも相談して何がしか予備のために蓄えていくとことへの支援をお願いするとか、新しい法人できてから最大限実力を発揮してもらって、そうした中で今後の課題として考えていきたく

いと思っています。

部会長 よろしいでしょうか、今の独法化との絡みですね。

どうぞほかにございましたら。

委員 今のお話を伺って、公共事業についての独法の経営は研究所以上に大変だなというふう感想を持ちました。というのは、研究所の独法化に当たって財産目録をつくるわけですが、財産目録の評価を全部、会計士がやるわけですね。そういった場合に、例えば群馬用水で述べられているようなものを考えてみますと、こういう施設といったものはすべて独法の財産として登録されるものなんでしょうかというのが第1点。

それから、おおむねここに挙げられている理由をそのまま演繹しますと、すべては多額の補修が必要なものばかりで、ひょっとしたら財産がネガティブになっているということはないんでしょうかというのが基本的な疑問点であります。そのときに、こういった補修を今後、独立行政法人の予算の交付金の中でやっていこうとすると、出てこないんじゃないかという危惧があるんですが、その点はいかかなんでしょうか。

事務局 今の二つの点は非常に絡み合っているんですけども、第1の点ですが、現在の資産を評価して新しい独立行政法人に移すということは、そのとおりです。評価が大変難しいということがあって、これからいろいろ研究していかなければいけないんですけども、来年の今ぐらいに新しい法人に移行するんですが、それまでの間に試算の評価をしていくことになるわけですけども、他にない施設なので、既存の投資の残額分ぐらいの評価になるんじゃないかというのが私の予想ですが、それはまたよく研究してからというふうに思っております。

それで、今どういう会計がなされているかということ、造るのにかけた金額を全部、一応資産だとみなしまして、完成後減価償却をかけてきて帳簿上の価値はどんどん減らしているわけなんですね。実際は、機能としては100年ぐらい持つ、あるいはもっと持つものがかなり早期に減価償却されていくことになっています。したがって、減価償却された分は、その分だけ資産がないということになりますが、実際には施設はあるという状況が続きます。

ただ、先ほど申し上げたとおり、新たなものの建設あるいは改修といったものは、減価償却の機能の有無とかかわらず、別途の公共事業として構築しています。

一つ言っておかなければいけないのは、運営費交付金という制度は取っていません。公共事業型の独立行政法人でありますので運営費交付金という制度を取っておりませんので、その中でもってやり繰りするという仕組みは全くありません。ですから、水資源機構は従来どおり事業の発足と同時に交付金、補助金の形でもって国からの支出を得て事業が展開していきますので、その分では事業方式は従来のものとは変わらないということです。

それから、資産については、先ほど申し上げたとおり、大きく減価償却を続けておりますので、資産価値ゼロになっても機能しているという状態になります。運営費交付金という仕組みをとっていないということと相まって、赤が出るということについてはおよそ心配はないという状況です。

部会長 よろしいでしょうか。

委員 そうすると、基本的な運営の運営交付金を持たない場合には、従来と変わらない予算形態で、事業ごとに予算を申請されて入ってくると、こういう形になるんでしょうか。

事務局 そのとおりです。

部会長 どうもありがとうございました。

委員 今回提出されました基本計画の一部変更案というのは、基本的に大変結構だと思います。賛成でございます。

大したことじゃないんですけれども、今のお話につながりまして、独立法人化すると評価委員会というのが非常に明示的に位置づけられるだろうと思うんですけれども、ここに至る経過で、行政でやっていることの評価というのは、この委員会が実質上評価をしている評価委員会になっているんですか。そこら辺、今までの評価というのはどうなっているのかなと思いました。

事務局 これは統一したルールがありまして、各省に一つずつ独立行政法人評価委員会をつくることになっておりまして、国土交通省には既に研究所で独立行政法人になったものが幾つかありますので、既に評価委員会が設けられております。

今回、新しく設立されます水資源機構についても、その評価委員会の傘下にあることとなります。しかし、当審議会においても、事業的な面あるいはフルプランという面からの評価を行っておりますので、その点のフィードバックといったことは、これから我々行政サイドとしていろいろ受けとめて、調整というんでしょうか、意見評価の整合性を図っていくというのは一つの課題だと思っています。

委員 どうもありがとうございました。

部会長 よろしいですか。

委員 栗原川ダム建設事業の中止という、これは公団事業でやっておられると書いてある。中止というと、今まで投入してきたこれはチャラになるわけですか。僕らが聞いているのは、水公団というのは財投から資金を前借りという形で事業を進めて、完成してから何年間にわたってそれを償還するという。この段に中止となると、ここへ来るまでの投入した分は国が面倒を見るという仕組みなんですか。

事務局 栗原川ダムの場合は、中止の理由にありますように、ユーザー参画の希望がないということです。したがって、ここは、いわゆる財投は入っておりません。

委員 入っていないんですか。わかりました。

部会長 よろしいですね。

そのほかにはございませんでしょうか。

大部御意見をいただきましたが、全体としては、今回御提案がありました一部変更全体につきまして、基本的には御賛成といたしますか、反対の御意見はございませんでした。御賛成というふうにとらせていただいでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、今ほど頂戴しました意見を国土審議会水資源開発分科会に報告させていただきたいと思いますが、その内容につきましては事務局と相談させていただいて、私どもに御一任させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

部会長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、きょうお決めいただいた変更案を取りまとめまして、上位の水資源開発分科会に報告させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

## そ の 他

部会長 次に、配付資料の内、その他参考資料につきまして御説明を頂戴します。そちらに進んでよろしいですか。それではお願いいたします。

事務局 それでは、きょうお配りいたしました資料の最後に参考資料1、参考資料2と、2枚の紙を配付してございますが、それにつきまして御説明をさせていただきます。

まず参考資料1でございます。これは利根・荒水系における水需給の現状ということで、第1回目の部会にも同じような資料は配付させていただきますので、今回、平成11年のデータをつけ加えたものでございます。

水道用水につきましては、折れ線であらわしている最大取水量の実績でございますが、最大取水量の実績としては平成4年に158m<sup>3</sup>/sという最大値を示しておりまして、平成11年には149m<sup>3</sup>/sという数字になってございます。それが折れ線グラフの水道用水の最大取水量ということでございます。

それから、供給水量。これは一番右側の棒グラフでございますが、これが水系における供給施設、供給水量でございます。下の方から、その他、地下水とか、自流、いろいろありますけれども、基本的には地下水等につきましては実績の数字、自流については水利権量、その上に書いております各種の開発施設については開発水量という数字を足し上げまして棒グラフにしております。平成11年にはトータルで152m<sup>3</sup>/sの供給施設があるという資料でございます。これが上水道でございます。

下の方のグラフは工業用水道の取水量と供給量のグラフでございます。取水量につきましては大体25m<sup>3</sup>/s、26m<sup>3</sup>/sといったところで推移しておりまして、平成11年には25.3m<sup>3</sup>/sの最大取水量、供給施設につきましては平成7年の霞ヶ浦開発の完成までの供給力でございますが、41m<sup>3</sup>/sの供給があるという、そういったグラフでございます。

次の参考資料2の方でございますが、これは、これまで1回目、2回目の部会、それから、これから全部変更の御審議をしていただくということでございますが、課題として整理をさせていただいたものでございます。

1番目の基本認識は、既にこれまでの部会にも御説明したところでございますが、現状としては、需給に関して著しい格差あるいは逼迫感といったものは減少してきておるのではないかと。ただし、課題としまして、湯水への対応。ここ15年間で取水制限が行われた年が6年あるという頻発する湯水への対応が課題であると。それから、不安定取水への対応ということで、水道用水については現状でも約4分の1が暫定的な取水に頼っておる。前のグラフで取水量と供給力のバランスが取れているように見えますけれども、地域別で見ますとばらつきがございまして、水資源開発が完成して初めて取水が可能になる。現在、暫定的に取水しておるところがまだ相当量あるということでございます。

それから、近年の気候変動の影響への対応ということで、近年、河川の流況が不安定と申しますか、十分な取水量が確保できない年が多いのではないかと申すことで、それらに対応した施設としてどういったことが考えられるかという課題でございます。

それから、新しい計画策定上の留意点としましては、調査企画部会からも引き続き、こうした留意点があるというふうを示されたものでございます。

それから、2の今後の対応ということでございますが、2点ほどここで掲げております。一つは降雨状況の変化を踏まえた確保すべき水供給の安定性の水準の検討ということで、現状で申しましたとおり、需給の格差は減少しているところでございますけれども、それにしても地域によって差がございますし、将来の需要をどういうふうに見るか、あるいは近年の気候変動への影響をどう見るかということで、最終的にどの程度の水量を確保するかという水準をここで決定する必要がある。先ほど冒頭、部長が申しましたように、新しいダム計画は当面ないということなので、現行の計画に上がっている施設の範囲内でどこまでの水準を確保できるかということのを慎重に検討する必要があります。

二つ目でございますが、渇水時の水管理のあり方についての合意形成ということですが、渇水時の対応については、利水者が相互に協議をするというのが大原則でございますが、フルプランなり、行政の場でどうこうするというところでもないんですけども、ここで言っている渇水時の水管理のあり方というのは、現状行われている渇水時の調整が必ずしも水資源開発の出来高に対応していないのではないかという問題意識がございます。

というのは、現状の渇水調整は取水の実績に基づいて一律10%なら10%削減するというところで、例えば持っている水利権に応じた削減あるいは確保したそれぞれの施設の量に応じた削減というやり方になっていない、あるいは暫定水利権についても、基本的には横並びで渇水の調整がされているということがありますので、必ずしも公平な渇水調整が行われていないのではないかといった問題意識がございます。

その考え次第によっては、今後の水資源開発に対する参画のボリュームが違ってきたり、あるいは現状確保している水をどういうふうに通して行くかという議論に結びつくこともありまして、その基本的なところで水管理のあり方についての議論がされておるということでございます。

大まかにいって、これらの点について今後、十分な議論を行った上でフルプランを策定する必要があるというふうに考えておるところであります。

参考資料の説明については以上でございます。

部会長 ありがとうございます。

参考資料1と2につきまして、忌憚のない、御意見、御質問をよろしくお願いいたします。

委員 参考資料1を見ますと、水道用水と工業用水があるんですが、うそでもいいからとは申しませんが、農業用水がどうなっているかというのが非常に興味があります。大変難しい面もあるかと思っておりますけれども、せっかく水道と工業でこうやって細かく積み上げていらっしたので、農業についてもどういう実態でということが明らかになっていると、水の有効利用とか、その後に出てきています渇水の際の水の管理ということに関しても基礎資料となるのではないかと思っておりますので、コメントさせていただきます。

部会長 ありがとうございます。

ただいま委員から、水道用水と工業用水については需給状況が明らかにされていますが、農業用水については、非常に難しいけれども、実態はどうなっているかという御質問でございます。

事務局 農業用水につきましては、第1回目の部会の際に、主要な施設における取水量というデータ、取水実績についてのデータということでお示したところでございますが、ここにありますような水道とか工業用水の並びで水系全体を網羅的に押さえたという数字が私どもも手に入れておりませんので、その点については、今後どういうふうの実態を把握していくかということについては農水省と相談していきたいと思っております。

部会長 ありがとうございます。

事務局 補足いたします。委員御指摘の我が国農業用水でございますが、我が国の水利の3分の2を占めてございます。農業用水につきましては、上下水道や、工業用水などと比較して循環経路が、面的な広がりですとか、地下浸透でございますとか、下流の河川への還元などがございますが、こういう状況が複雑多岐でございますして、かつ天候など自然的な条件に大きく影響を受けるという特徴がございますして、全体的な循環的な構造の実態解明がなかなか難しいというところの状況がございます。

農水省といたしましても、このままわからないでいいということではなくて、平成15年度の予算要求等につきまして、農業水利の基本調査を拡充いたしまして、農村地域の水循環のモデル調査を要求し、利根川水系などを対象にして水使用実態の把握ですとか、循環構造の解明に取り組んで、その成果は流域全体の水循環系にフィードバックしていきたいということを考えてございます。

部会長 いかがでしょうか、以上の説明でよろしいでしょうか。

委員 結果を楽しみにしております。

ただ、私、最近思ってみて、農業もそのように複雑ですが、実は水道用水、工業用水も、考えてみますと、下水道や処理の後の水が戻っていますので、農業も還元利用ですけれども、極端なことを申しますと、京都の人は水を使っても7割方戻しているけれども、大阪の人は使いつ放して海に流しているとかいうことがありますので、農業だけではなくて、実は都市用水、工業用水もかなり循環利用しているんだなというふうに思っております。

部会長 農業の方もぜひ取水量のトータルはどこかで出していただくように、また御努力いただければありがたいと思います。

委員 今の農業用水の話ですけれども、測るのはいいんですけれども、どういう目的で、どこの地点を明らかにしたいかということは十分農水省におかれましては議論して詰めていただいた方がいいだろうと思うんですね。例えば利根本川の流量を問題にするのであれば、例えば利根左岸に取っている農業用水は、取りすぎればすぐ本川にみんな戻るわけです。そうすると、利根川本川の流量を問題にするのであれば、どこかの農業用水を少し絞ってほしいということになるんだとしたら、左岸の方は余りに気にしなくていいようなところもある。ただ、右岸の方ですね、利根大堰で取った水は本川には戻らないわけです。これはがちり測って調べなければいけないだろうと思っています。たまさかあそこは農水省の方で随分力を入れて事業をやられて近代的な設備もそろっているんで、あそこはかなりはかれているだろうと思うんです。

それで気をつけなければいけないのは、農業用水を測るのに非常に手間がかかるということで、余りいいかげんな測り方はしていただきたくないなという気がしているんです。利根川というのは、御承知のように、もともと江戸川の方に出ていたのを人工的に向こう



に振っているわけですね。ですから、特に栗橋から下流は猛烈に勾配が緩やかだと思っ  
たんです。それに加えて、農業用水というのは河川よりももっと緩い勾配でずうっと畑とか水  
田に落差をつけるように持って行って、畑、水田に落とす。さらに落差をつけて本川に排  
水を落とすというようなことで、下流の農業用水というのはすごい勾配が緩やかなん  
です。バックが効いちゃって、水位計をちょっとくっつけただけじゃ、なかなか測りに  
くい。カレントメーターを回すかということになるんですけども、これもなかなか難し  
くて、雨が降った後は、農家は余り水取らないわけですね。その時に測っても何も  
ならない。ある程度渇水になると、みんな最大に取り出すんですけども、それも  
また非常に渇水が進んで利根川の水位が下がっちゃうと、今度は取りにくくな  
って取れないというようなことで、ちょうど頃合いのところでカレントメーター  
を持って行って人海戦術で回すということをしなないと、なかなかうまくは測  
れないですね。

事ほどさように、私の記憶だと、鬼怒川、小貝川なんかも入れて、利根川で農業  
用水の取水箇所は4,600カ所ぐらいあると思うんですね。それを全部調べられるか  
という話があって、それを全部カレントメーターで測るか。

そういうことがありますので、よっぽど場所を決めて、何のために、どうい  
うことで測るかというのをしないと、拝見するところ、今の農水省の人手で、  
人海戦術でカレントメーターを回しに出ていくというのは極めて限界があるん  
じゃないかなというふうに思いますので、ぜひポイントを絞るということ  
を考えていただきたいなという印象を持ちましたので、余計なこと  
ですけども、申しました。

部会長 どうもありがとうございました。

測定場所が下流になると難しいし、補給かんがだからピークの取水時  
を把握するというのはほとんど不可能に近いんですね。大渇水時に測るの  
は困難なわけですから。

その点、水道用水や工業用水と比べると、数においても、条件にお  
いても非常に難しいということは確かに事実なんです。かといって、何  
もしないでいいということではないと思います。透明性を高めるという  
ことが世の中の要求でもございますので、ひとつ条件を絞っていただ  
いて御検討いただければと思います。

その件はそれでよろしいでしょうか。

委員 それに関連して、例えば九頭竜川とか紀ノ川とか、いろんな形  
で最近、水需給というのは人間だけでなく、生き物にもという思考とい  
うか、そういうのが結構強く国民ニーズとしては当然あると思うん  
ですね。

それで、利根川なんか大きな川であればどうということはないかもし  
れませんが。九頭竜川とか紀ノ川も結構大きいなと思っているのだけ  
れども、本川の瀬切れが生じるとかいう写真を見せられることがある。  
このごろ営農形態も変わっておるし、圃場整備とか水路とか  
そういうもので、農業用水の還元形態も少し変わってきているの  
かなという印象を持つようなこともあります。だんだん水需給とい  
う問題にも、環境というか、生き物にも意識せなあかん、  
そういう視点をつくづく思うところがありましてね。そういう意味  
でも、なかなか難しいテーマであるんだけど、少なくとも農業  
用水の実態をどういうふうに、ポイントを定めてという御指  
摘でもあるんで、モデル的に何か測っていただくとう  
りありがたいなという気はしますね。

もう一つは、既存施設の有効活用、これは進めなければなら  
ないということで、用途間

の転用というのと、ダムの使用権の容量の再編成というのと、どっち側が施策としてやりやすいかということ、また両者は一緒と考えてもいいんですかね。

事務局 結果は同じになります。

委員 結果は同じになるけども、その手続とかそういう違いはないのか。合意形成とかいう場合においては、どっちも同じですか。

部会長 委員がおっしゃったのは、参考資料2の方に関連してですが。

委員 既存施設の有効活用という……

部会長 対応すべき課題の……。

委員 のポツ3ですね。入り口でというのと、出てきてからのという。一緒かな。

事務局 Aというダムに上水がぶら下がり、Bというダムに工水なら工水がくっつきますよね。その用途を末端で変えちゃうという、用途間転用ですね。既存施設有効活用の中で容量再配分とっているのは、今度はAとBというダムの容量の入れかえです。ですから、手続といいましょうか、仕組みが違うんです。仕組みが違いますが、関係者間の合意形成という意味では全く同じになっております。

委員 このごろ水需要の予測と実績との乖離というあれで、ごつつう余っとるとかいう印象、ほんまかどうかというのはようわからんのですけども。水需要予測のプロセスをいろいろな形で公開せいという団体とか、そういう形が、幾つか意見が出てきているところが結構あるんですよ。

どんな値を用いてやったんかとか、そういう形の、これは法的にはオープンにしなくてもいいというふうにとらえていいのか、何か出していかなあかんのか、そのあたりはどうなんですかね。いろいろ問われるもんだから……。

部会長 どうでしょうか、水資源の事業算定基準。

事務局 需要の予測については、今年の2月に吉野川のフルプランの改定をしたときにも、プロセスについては全面的に公開といいますか、お見せしたところでございますし、これからも全面的にプロセスについては御説明していきたいと思っています。

委員 あのフレームぐらいまでは出せるわけですね。

事務局 きょう御説明した中の資料5ですね、水資源開発公団も独立行政法人に移行するときの取り扱いとして、5 - 1ページの2番のところに、白丸の2番目ですね、フルプランについては云々とありまして、計画と実績との対比ですとか、もし乖離している場合には、その原因も含めて定期的に情報公開すると、需給計画と実績とが一定程度以上乖離した場合には見直すとか、こういったことが決っています。

ですから、御質問にあったような法律的に義務があるかということではなくて、今の時代、アカウントビリティということがよく言われますし、やはり最大限公表していくという姿勢が必要だろうと思います。

それから、今おっしゃっているのは、責任ある算定をしているところと、それを審議する場合とが若干ずれているような感じがいたします。

部会長 どのレベルまで公開していいかということですね。

委員 2点ばかり、これはコメントでありまして、質問ではないです。

一つは先ほどの独立行政法人移行に伴う水資源というものの位置づけがちょっと不明確だなと思われるのは、資産としては施設だけが独立行政法人の資産となるのか、はたまた、

そこによって発生してくる水資源として、それそのものも資産という管理下に入るのかというのは、これは質問になるんですけど、その辺については教えていただけますでしょうか。

部会長 いかがでしょうか。水利施設と水そのものの問題ですが。

事務局 水を売っているような事になっているような気もしますが、実は売っているわけじゃなくて、施設を造った費用をみんなで分担しているだけの関係にありますので、水の価値そのものは独立法人として計上する仕組みはありません。純粹に施設だけです。みんなから分担してもらった費用をを回収するという、それだけの作業になっています。

委員 なぜお聞きしたかといいますと、この辺の将来計画のようなものを考えますと、全然別の次元のCO<sub>2</sub>の削減みたいな、COP3で決めた削減計画みたいなものがあって、それを達成させるためにはという、1990年の基準年をもとにして、どう削減していくかということを見ると、現在の人口の予測みたいなものは大体が減少するであろうという予測と、経済自身の発展とCO<sub>2</sub>の削減みなのを考えると、どんなに考えてみても需要そのものが増えるというふうには予測は出てこないんですね。

当然、それは水需要についても同じではないかというふうな認識を持っておりまして、むしろ総量としてどういった姿に収束させるかみたいな議論が多分CO<sub>2</sub>と同じような形で、水資源そのものもある種、有限のもので、議論としては多分そういう議論がどうしても必要なんじゃないか。そういう意味からいくと、需要そのものが一方的に、ほかのものは全部減少傾向にある中で増加するというのはあり得ないんじゃないかというのが一つの感想であります。

第2番目は、そういったところにある種ソフトランディングをさせるということ考えたときに、一つの方策として、これもまた同じくCO<sub>2</sub>の部分で議論されているのが課徴金、要するに、CO<sub>2</sub>のタックス清算という形の考え方があって、それは税金を取るためにやるというよりは、ある種、適正な需要にソフトランディングさせるという目的と同時に、そこにかかわる必要な経費というものをある種、独立採算的に賄っていくというメカニズムも取り入れるという観点から、ある種の課金のようなものがCO<sub>2</sub>のところで議論されているんですけど、そういった可能性は、水資源については将来的にあり得るのでしょうか。これは質問になってしまうんですけども。

事務局 今度の独法は、基本的に、どちらかという、新しく施設をつくるというよりは、既設のものの管理、改築に大きくシフトした法人になっていくということは先ほど御説明したとおりです。そのみそは、水資源開発公団の抱えている水系は大変に、今ここで議論しているとおり、いろんな水の需要があるところだということと、需給の関係が県を超えており、また、それらの主体はばらばらだということ、その中で各県あるいは各市町村がそれぞれの域内の需要者への供給の仕事を分担して、この仕事をやっているということで、水資源開発公団の仕事は一つの大需要地帯の中における個々の主体の需要と負担の関係をトータルにシステム化するところに意味があります。つまり、産業の変遷や人口の変遷、あるいは環境の変化、雨量の変化、その他の状況の変化の中で、今見ていただいているとおり、公団が、いろんな水源を持っている中でもって、この全体を安定させるためにどう水を配っていくのか、その費用をどう求めるのかというシステム全体としての安定性を確保することの重要性を強く認識しております。需要が増えるからつくっていくとい

うのが使命というのは、ややこれまでの話。

最近よくダムが要らないという話がありますが、今あるダムは必要なんで、これがなくなったら途端に首都圏の人は水に困るわけですね。ですから、今あるものの施設の適正な維持管理、それから経済状況の変化や人口の移動、気候の変動そういうものをトータルに見たときの水の配り方、その負担のあり方、これを考えていくというシステムとしての水資源機構の重要性が今回は大きくクローズアップされているというふうに思います。

第2点は、課徴金のような姿の話ですけれども、これは恐らく、今は国費の中でもって、国費を出すことによって課徴的なというとおかしいんですけれども、費用負担の調整が行われているんだろうと思いますけれども、実はもう一步踏み込んで、水源税のようなものを課すべきではないかという議論はあります。非常に政治的なマターなんで、我々が今この舞台の中でもってどうこうということは言えないと思いますけれども、大きな議論としては、委員の御指摘のような何らかの方向性ということになれば、むしろ水源税的な発想の方が、このコスト・ベネフィットの話では近いのかと思いますけれども、そこまではまだ踏み込む状態にはないんじゃないかなというふうには理解しています。

事務局 ちょっと補足させていただきます。

きょうお配りした資料の参考資料1にグラフのページがあります。先ほど御説明の中でも申しましたが、この折れ線の実績に対して一番右端にあります平成11年の施設、これは現在、完成しているものだけです。したがって、棒グラフの上に現在工事中の施設があります。

問題は、もう新規はないわけですから、今やっている事業をどうするのかという、そこになります。つまり、予定どおりやるのか、あるいは先ほどの栗原川のように中止するのか、あるいは思川のように規模を縮小するのか、大きくこういった選択肢があるわけです。

どの選択肢を取るかというときに、これからの需要がどうなるかというところ。先ほど需要は伸びないとおっしゃいました。確かに、人口が日本全体では2006年ですか、ピークを打って、以後減少していくというふうに言われております。人口の減はそう見込まれておりますが、一方、この計画の対象となりました給水人口は、水道の普及が若干伸びていきますので、2006年の人口ピークよりは後へずれると思います。

各水道事業体ごとの事情も違ってきますし、今後の需要の想定ですとか、先ほども触れましたが、気候変動というか、少雨化傾向の中でどうするのかと、首都圏を渇水にしているのかという議論もあります。ですから、そういった需要の問題、安定性の問題、そういったところを加味して、今やっている事業をどうするのかという厳しい決断に向けて今、検討しているというふうになります。

先ほど課金の話がありましたけど、私の理解が間違っているかもしれませんが、課金という話を水問題に当てはめていきますと、恐らく需要コントロール、デマンドコントロールの方に行くのかなという気はします。需要コントロールの議論も、今申し上げたように、今やっている事業をどうするのかというときにも、各事業体の方で、例えば身近な例を挙げますと、節水こまとか、ああいうふうなところでかなりやっておられるところがあります。

ですから、その可能性、削減可能量といいたししょうか、そういったところも考慮した上で最終的な施設計画の方針が出てくるだろうと考えております。

部会長 ありがとうございます。それでよろしいでしょうか。

委員 ダムの容量、ダムが現在、フルに使いたいというお話だったと思うんですけど、堆砂みたいなことで実質の容量が減少していくということになりはしないかと思うんですが、そんな点は御検討なさっているのでしょうか。年々堆砂して、非常に短い寿命のダムでは50年ぐらい、長くても200年ぐらいということをお聞きしているんですけど、堆砂によって貯水容量が実質減少していくということはないのでしょうか。

事務局 ダムの計画は、近傍のダムの例なんかを参考にしまして、100年間とかそういった量を見込んだ堆砂容量を設けております。ただ、しょせんはそれも推計といえば推計でして、ふたを開けてみると、その推計を上回ったスピードで堆砂が進むという現象も幾つかのダムで起こっております。そういった場合には、その除去事業というんでしょうか、堆砂をもう一回掘って容量を確保するという事業を一部のダムで行っております。

その際に、掘った砂、土砂は、例えばコンクリートの骨材に再利用するとか、一部農地の造成に使うとか、採集した土の有効利用ということも考えながら、ダムの再生というんでしょうか、そういった事業も必要なところは行っております。

委員 ということは、ダムの堆砂容量はずうっと未来永劫に現状を維持できると。ただ、おっしゃったような除去事業が伴うけれども、そういう理解でよろしいんですね。

事務局 はい。

部会長 そのほかにございませんでしょうか。

委員 工業用水の取水量と供給水量のグラフを見せていただきましたね。既に確保しているもので、ダムの使用権のことを聞いたんですけども、一方では利水の安全度が低下していること等もいろいろ言われるときに、既に確保している形で、これは余裕と見たらいいのか、もう既得ということで、この容量を、安全度を高めるといって使う施策とか、そのような展開は可能なんですか。

部会長 いかがでしょうか。今のお話、既に確保したものをどう理解するかという御質問かと思えます。

事務局 最終的には、それぞれの利水者の判断ということになるかと思えますけれども、現実には今回説明をいたしました霞ヶ浦導水あるいは、説明資料の方で霞ヶ浦開発について、一部工業用水を水道用水に転用するという動きは実際にあります。

前回、フルプラン改定のときに吉野川で紹介したんですが、一部工業用水に余裕があって、それは、結果としてなんですけれども、安定性の向上につながっているというふうに思います。ただ、それをどういうふうに湯水のとくに利用するかとか、そういうのはまた別の議論になるかと思えます。

部会長 よろしいでしょうか。

委員 危機管理として、例えばオリンピック湯水のとくのような雨の少ない日が続いた場合とか、さらに二、三十年前に、前世紀の前半に少ないころがあったと思うんですけども、そういうふうな雨が少ない状況が起こったときに首都圏がどうなって、例えば生活用水であつたらどの地区は減圧で水が供給できなくなるとか、1日に何時間給水になるんだとか、農業に関しては、湯水のとくは、先ほどもお話ありましたが、農業需要は増えますので、ちゃんと維持しようと思ったら、そのときにはどこにどうアロケしてなんていうのはシナリオとして準備されているのかどうか。

もし、そういうことはこれからということでしたら、いざというときにどうするかというの準備されておかれると、後から非難されることも少なく、かつ今の安全度はこのぐらいなんだということが実感できて、最後によく読むとそういうことが書いてあるんですけども、どの程度の渇水に耐え得る供給水準とするかを決定する必要がある、それが自分の生活とか、もしくは東京という首都圏の機能をどの辺まで落としてもいいかということとつながらないと思うんですね。例えば5年に1度の渇水に対しては大丈夫な施設が今整っていますということが東京という日本だけでなく国際的にも重要な都市を維持するに当たって十分かどうかということがわかるようなアセスメントをあらかじめしておいていただくと、こういう議論がしやすいかなと思ひましてコメント申し上げます。

部会長 どうもありがとうございました。

参考資料2の一番下の2、渇水管理の問題だと思ひます。どうでしょうか。そういうアセスメントをあらかじめ用意するということがいかがかという御意見です。

事務局 水道事業体によって、深刻の度合いというのか、かなり違います。例えば首都圏という意味で、東京都なんかは、例えば取水制限が何十パーセントならどういった被害が出ている、何パーセントなら……。かなり細かなシミュレーションはやっておられます。

したがって、最終的に東京では東京都としてどの程度の安全度をにらんでいくかというときに、もちろんそればかりではありませんが、一つの大きな判断材料として東京都のデータが使われると思ひます。

部会長 どうもありがとうございました。

よろしいですか。

委員 つけ加えるならば、東京都は安全な方ですね、首都圏で。それが、例えば洪水に関しては被害想定図は公表しなさいということになってはいますけれども、渇水の中には、この自治体はだめで、ここは最後まで出ますというようなことが現実には想定されるわけですね。そういうことは秘密にしておくのか、知っている人は知っているんであるから、それは隠しておく禍根を残すので、いずれ徐々に知らしめていく方向にやっていくのかというところはいかがなんでしょうか。

事務局 それはどの安全度を目指していくかということだけではなくて、先ほどありましたアカウントビリティの範囲をどこまで広げていくかということだろうと思ひます。

水資源開発は、いろいろな歴史的な経緯とかいきさつ等もありまして、一気に100%というわけにはいかないかもしれませんが、順次、そういった情報開示、国民への資料提供という形の方向に向かっていくべく、我々もそういった頭で調整には当たりたいと思ひています。

部会長 ありがとうございました。

洪水で災害マップができていようなものを渇水でもつくっておられるんですね。

事務局 マップという形ではないと思ひます。

部会長 ある程度検討しておられるのですか。

事務局 といいますのは、洪水の場合には、計算機、力仕事の世界かもしれないんですが、渇水の場合となりますと、例えば地下水をどうするとか、幾つかパラメータをセットしないと出ないものですから、そういったところで、きれいな洪水のような絵にはなりにくいと思ひます。

部会長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

大分議論は出していただいたと思います。特にございませんようでしたら、そろそろ閉めさせていただければと思います。

繰り返しになりますが、先ほど取りまとめでいただきました一部変更案と、それに関連して皆様からいただいた意見をまとめまして、国土審議会の水資源開発分科会に報告させていただきたいと思います。その内容につきましては、事務局と私の方に御一任いただければありがたいと思いますが、それでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

部会長 以上で、本日の会議は終了させていただきたいと思います。

事務局の方から何かございましたら、よろしく願いいたします。

事務局 どうもありがとうございました。

#### 閉会のあいさつ

事務局 事務局の方で引き継ぎまして、ここで最後に、事務局から一言ごあいさつを申し上げます。

事務局 大変蒸し暑い中を長時間、熱心な御審議、ありがとうございました。

本日提案しました一部変更につきましては、基本的に御了承いただいたということで必要な分科会への報告等、手続を進めてまいりたいと思います。

それから、本題といえば本題なんですが、全部変更につきましては、きょういただきましたさまざまな御意見を踏まえて、引き続き検討、調整を急いでまいりますので、引き続き御指導をよろしくお願いいたします。きょうは長時間、ありがとうございました。

#### 今後のスケジュールについて

事務局 最後にスケジュールを御説明いたします。

きょう御了解いただきましたものについては、今月31日に分科会を開きまして、そこで審議いたすことにしております。

それから、次回のこの部会の本体の全部変更の関係ですけれども、前回御説明したとおり、今、関係都県の需給についての見解を徴求中です。今しばらく作業がかかるかもしれませんが、準備でき次第開催いたしたいと思います。

それから、きょうの議事録につきましては、部会長から御発言のありましたとおり、議事録をもって公開し、氏名は秘すということでやりますので、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。